

平成27年度第1回総合教育会議 議事録

1. 日時	平成27年8月26日（水） 開会 16時00分 閉会 16時50分
2. 会場	志賀町役場 第31会議室
3. 出席者	<p>【会議構成員】</p> <p>小泉 勝（町長）、貫井和也（教育委員長）、 新古紀子（教育委員長職務代理者）、泉総一郎（教育委員）、 中島 進（教育委員）、守田廣三（教育長）</p> <p>【意見聴取のための関係者として出席した者】</p> <p>《総務課》新田辰巳（課長）、西 清孝（参事） 《学校教育課》寺澤俊彦（課長）、福田秀勝（参事） 《生涯学習課》平井 清（課長）</p> <p>【会議の事務のために出席した者】</p> <p>《学校教育課》前 理加（主査）</p>
4. 傍聴者	なし
5. 案件	報告1 志賀町総合教育会議要綱について 議案第1号 志賀町総合教育会議運営要領及び志賀町総合教育会議傍聴規程の制定について 協議事項1 志賀町教育大綱の策定について
6. 内容	開会 16時00分
寺澤課長	ただいまから、平成27年度第1回総合教育会議を開会させていただきます。それでは、小泉町長より開会のご挨拶と会議の進行をお願いいたします。

町長	<p>開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>本日は、平成27年度第1回志賀町総合教育会議を招集申し上げましたところ、教育委員の皆様におかれましては、公私ともにご多用の中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。</p> <p>近年、教育分野につきましては全国的にも、子供の学ぶ意欲や学力・体力の低下、問題行動、更にはいじめや不登校の問題など、多くの面で課題が指摘されております。そのような中、国は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、この総合教育会議を設置することといたしました。</p> <p>本町においては、従前より教育委員会とは密に連絡を取り合い、教育行政を担ってきたものと認識しているところではございますが、今後はこの会議の開催により、公の場で意見を述べ合い、これまで以上に連携して効果的に教育行政を推進していく貴重な機会と捉え、有効に活用してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>また、この会議で策定しなければならない教育大綱につきましては、教育に関する基本的な計画として策定するものであり、『教育基本法』第17条第2項に基づく本町の『教育振興基本計画』としても位置付けるものでありますので、慎重なる審議をお願い申し上げまして、私の挨拶にかえさせていただきます。</p> <p>それでは、今回提出されました議件について審議を行います。</p> <p>「報告1 志賀町総合教育会議要綱について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>志賀町総合教育会議要綱については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、総合教育会議の設置の規定については7月21日告示した旨を皆様に報告します。同法第1条の4には、地方公共団体の長が、その会議を設けるものと規定されており、その要綱の内容に関しては、その規定に準じております。なお、法律の抜粋におきましては3ページに掲載しておりますので後ほどご覧ください。</p> <p>続きまして、要綱についてご説明します。</p> <p>(説明)</p>
町長	ただ今のご説明で質問等はございませんか。
貫井委員長	第3条の5について、「構成員の事務の調整」とは、具体的にどのような意味なのでしょう。

事務局	<p>総合教育会議においては、首長（町長）と執行関係としての教育委員会が協議調整し、調整がされた事項については、調整の結果を尊重しなければならないものとされている。となっており、具体的なことは明記されていないのが現状です。</p> <p>「総合教育会議で調整が行われた場合」とは、町長及び教育委員会が合意した場合であり、双方が合意した事項については、会議で策定した方針の下にそれぞれの事務を管理、執行していくこと。となっております。</p>
貫井委員長	<p>会議で決定した事項は、町長や教育委員会とも尊重しなければならないと理解すればよろしいのですね。</p>
事務局	<p>はい、そうです。</p>
町長	<p>他にご質問がなければ、次に進みます。</p> <p>「議案第1号 志賀町総合教育会議運営要領及び志賀町総合教育会議傍聴規程の制定について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(説明)</p>
町長	<p>ただ今のご説明で質問等はございませんか。</p>
貫井委員長	<p>志賀町総合教育会議運営要領の第5条（2）にある「町としての意思決定の前に情報を公開することになる場合」とはどういう場合ですか。</p>
事務局	<p>例えば、協議内容に関して、最初からマスコミなどが入っている場合、その場で提案できない事項に関しては非公開とさせていただき、そこで協議し、また、その場で結論が出ない場合には再度検討する。といった事案については、はじめからマスコミなどは入れないで会議を行うといった事例であります。</p>
貫井委員長	<p>わかりました。</p>
町長	<p>施行日は会議のあった日である本日8月26日でよろしいですか。</p>
事務局	<p>はい、そうです。</p>

町長	他にご質問がなければ、議案第1号は原案どおり議決いたします。 次に「協議事項1 志賀町教育大綱の策定について」及び「議案第2号志賀町教育大綱について」事務局より説明をお願いします。
事務局	(説明)
町長	ただ今のご説明で質問等はございませんか。
泉委員	他にご質問がなければ、議案第2号は原案どおり議決いたします。 その他、協議や連絡等ございましたら挙手願います。
泉委員	この教育大綱は、年度ごとに変更するのですか。
事務局	基本的には首長の任期を目処に決められるものであり、具体的に何年という決まりはありません。
泉委員	わかりました。大綱の中には単年度事業についても記載された部分があるので訂正した方がよいのではないかでしょうか。例えば、「1 1 教育施設の整備充実」の項目中に「小学校を統合して『志賀小学校』の開校を進めています。」となっていますが、この部分は来年度開校するため、大綱から削除してもよろしいのではないでしょうか。
事務局	委員のご意見のとおりです。単年度事業に関する事項につきましては、削除、訂正いたします。
中島委員	どの項目に入るのか思案しておりますが、子どもたちの現状を踏まえて、大きな事件や事故にならないための人間関係構築や家庭環境についての配慮など積極的な生徒指導について、特色ある教育の推進の中に明記したらいいかがでしょうか。
町長	「II 心の教育の充実」の「3 人権教育の推進」に「お互いの良さを認め合い、人権尊重」といった部分があてはまるのではないかでしょうか。
中島委員	人間関係を作り出すことが今一番不足しているのではという考え方の基、具体的にその意味合いを込めた項目が必要かと考えています。

泉委員	「3 人権教育の推進」に含めたらいかがでしょう。「また、心の教育・・・」と続ける形はいかがでしょうか。
新古委員	「3 人権教育の推進」の「子供たちと一人一人が尊重される」という部分で、子供たちを「一人、個」と捉えてしまうが、おそらく、中島委員は、個と個のつながりを重視する指導をしていくことを伝えたいのではないでしょうか。最近の事件の加害者側に人とのつながりが薄いといったことをよく耳にするので、その点をさらに焦点に当てたいのかと思います。
中島委員	言葉として、人間関係づくりが最近必要ではないかと思っています。大きく考えれば、人権にあてはまるのかなと。
守田教育長	「3 人権教育の推進」という項目でありながら、後段には、「学校・学級づくり」と記載があります。この部分は必要ない事項であると思うので削除し、続けて中島委員が意図する内容や表現を導入すればあてはまるのではないかでしょうか。 例えば、「子供たち一人一人が尊重されるとともに、人権尊重の視点に立って、互いの良さを認め合う人間関係づくりを推進します」といった感じで表現すればいかがでしょう。
事務局	一つの案として、「人権尊重の視点に立ち、良好な人間関係づくりを目指します」はいかがでしょうか。
町長	「目指します」より「進めます」の方がいいのでは。
事務局	それでは、「人権尊重の視点に立ち、良好な人間関係づくりを進めます」に訂正いたします。
町長	他にご質問がなければ、協議事項1並びに議案第2号は原案どおり議決いたします。 以上で議案すべてが終了いたしました。その他、委員の皆様からご意見などございませんか。
中島委員	日頃から、志賀町教育行政について、町長からご支援を賜りありがとうございます。特に、学力向上や人間関係づくりについては、以前から大学の先生を講師に迎え、研修を重ねてきた結果かなり力をつけてきた

ところです。しかし、講師を招いて講演をしていただくことに多少の予算付けが必要となります。予算についてのご理解をお願いします。

10数年前に、高浜高校へ人間関係づくりの指導をされた大学の先生の講演を活用させていただきました。教育委員会でも、先生を講師に迎え講演をしていただいた経緯があり、今年度も交渉中です。教育に力を注ぐといった面から、財政面でのバックアップをお願いします。

町長 わかりました。

その他ないようですので、本日の会議を終了させていただきます。本日は、慎重なる審議をしていただきまして誠に有難うございました。以上をもちまして、平成27年度第1回志賀町総合教育会議を閉会致します。

閉会 16時50分